

【注意事項】

- この申請書における配偶者については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- 預貯金等について、複数保有している場合は、その全てを記入し通帳等の写しを添付して下さい。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上、添付ください。
- 遺族年金には、寡婦年金・かん夫年金・母子年金・準母子年金・遺児年金を含みます。

※ 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還して頂くことがあります。

【合計所得金額の調整について】

※1 平成30年8月より、「公的年金等に係る雑所得(公的年金等所得)」及び、「長期・短期譲渡所得に係る特別控除額(分離)」がある場合は、合計から控除して所得段階の判定を行います。

※2 令和3年度の税制改正により、基礎控除が10万円引き上げとなり、給与所得控除、公的年金控除がそれぞれ10万円引き下げとなりました。介護保険制度では、この影響により負担が増えることがないように合計所得金額を調整し、所得段階の判定を行います。

区 記 入 欄

確認事項					審査結果	
交付年月日	要介護度		老齢福祉年金受給		①合計所得金額	該 当
年 月 日	支	介	有	無	円	
適用年月日	世帯人数		生活保護受給		②課税年金収入 (公的年金等収入)	非 該 当
年 月 日 から	人		有	無	円	
有効期限	配偶者		非課税年金受給		③非課税年金収入	理 由 ・世帯課税のため。 ・同一世帯でない配偶者が課税であるため。 ・預貯金等の金額が基準額を超えるため。 ・その他 ()
年 月 日 まで	有	無	有	無	円	
(認定結果発送日)	住民税(世帯)		預貯金等の添付書類		合 計 (①+②+③)	負 担 段 階 第 段 階
年 月 日	課税	非課税	有	無	円	

④ 公的年金等に係る雑所得 (公的年金等所得)	有	円	無
⑤ 長期・短期譲渡所得に係る 特別控除額(分離)	有	円	無
⑥ 合計所得金額調整額	有 番号	円	無

⑥ 合計所得金額調整額

- ①所得金額調整控除なしで給与所得(所得金額調整控除後)が10万円を超える
⇒合計所得金額-10万円
- ②所得金額調整控除なしで給与所得(所得金額調整控除後)が10万円以下
⇒合計所得金額-給与所得(所得金額調整控除後)
- ③所得金額調整控除ありで給与所得(所得金額調整控除後)+所得金額調整控除が10万円を超える
⇒合計所得金額+所得金額調整控除-10万円
- ④所得金額調整控除ありで給与所得(所得金額調整控除後)+所得金額調整控除が10万円以下
⇒合計所得金額-給与所得(所得金額調整控除後)